

国土強靱化及び地方創生に資する社会資本整備の推進を
求める意見書（案）

近年、全国各地で気候変動の影響等による気象の急激な変化や頻発化・激甚化する自然災害に晒されており、本県においても、昨年8月の台風第20号をはじめ、台風第21号、第24号で、河川の氾濫や高潮・波浪による建物等への大規模な浸水被害が発生したことは記憶にも新しいところである。

こうした頻発化・激甚化する自然災害はもとより、近い将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震などの防災対策の推進は、本県にとってまさに喫緊の課題である。

このような自然災害への事前の備えとして、本県においても「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算を活用し、災害による犠牲者ゼロの実現を目指し、防災対策を加速化し推進しているところである。今後も引き続き津波対策や浸水、土砂災害対策、さらには、災害時の救助・救援に不可欠となる紀伊半島一周高速道路の早期実現などによる災害に強い道路ネットワークの構築に向けた整備などの国土強靱化とともに、各地域の自然・歴史・文化を磨き上げた魅力的な地方の創生に資する社会資本整備についても推進していく必要がある。

また、既存の社会資本について、本来その持つべき機能を常日頃から最大限に発揮させることが、防災・減災対策につながることから、1巡目の法定点検結果を踏まえた計画的かつ効果的な老朽化対策の着実な実施が必要である。しかしながら、対策を要する施設数が多く必要な予算が十分に確保できないことから、将来的に老朽化対策費の増大が懸念されている。

以上のことから、国においては、国土強靱化及び地方創生の取組を計画的に推進することができるよう、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金により、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するために必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を強力に推進していくため、3か年の最終年度である令和2年度においても、必要な予算を確保すること。
- 3 3か年緊急対策終了後も、引き続き国土強靱化を推進するため、令和3年度以降も財源を継続的に確保するための措置を講ずること。
- 4 今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に含まれていな

い社会資本の老朽化対策については、新たに対策として追加するなど、従来の予算に加え着実な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
建設委員会委員長 堀 龍雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)